

令和8年度 気象警報発令時および地震発生時の対応について

吹田市立山田東中学校

気象警報が発令された場合

1. 午前7時現在で暴風警報（暴風特別警報含む）またはレベル4大雨危険警報（レベル5大雨特別警報を含む）が発令されている場合は、登校せず自宅で待機します。
2. 午前9時までに（9時ちょうどの解除を含む）1の気象警報が解除された場合は、解除の時点ですみやかに登校してください。ただし、給食は中止とします。
3. 午前9時までに1の気象警報が解除されない場合は、臨時休校とします。
4. 生徒が登校した後に1の気象警報が発令された場合は、原則として下校とします。当日の天気予報にご注意いただき、生徒が家に入れるように各家庭で事前に相談しておいてください。

【注意】

- ・上記の措置は、暴風警報（暴風特別警報含む）またはレベル4大雨危険警報（レベル5大雨特別警報を含む）の発令時のみです。
- ・大雨警報または大雨洪水警報等が発令された場合は、原則として、臨時休校といたしません。安全に気をつけて登校してください。
- ・登校後、暴風警報（暴風特別警報含む）またはレベル4大雨危険警報（レベル5大雨特別警報を含む）が発令され、給食を食べずに下校となった場合は、キャンセルとなり、返金（残金を増やす方法で処理）されます。

地震が発生した場合

吹田市で《震度5弱》以上の地震が起きたとき

1. 生徒の登校前に起こったとき、学校は臨時休業とします。
2. 登校の途中に地震が起こったとき、建物のそばなど危険な場所を避け安全な場所に一時避難した後、学校か自宅のどちらか近いほうに向かってください。
3. 学校周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、下校とします。（保護者に迎えに来ていただく場合もあります。）
4. 下校時は原則として、登校中と同じように行動してください。